

BTU 認定ストレスケア・トレーナー施設設置

助成金のご案内

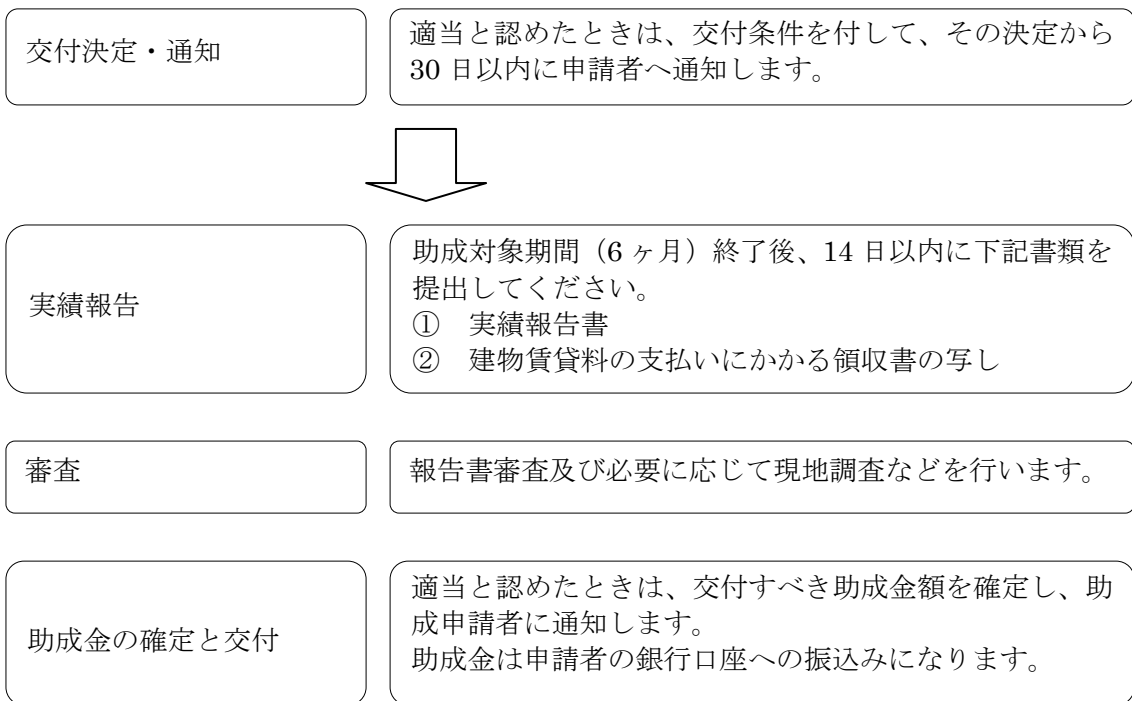
BTU認定ストレスケア・トレーナーの複数の活動に対し、活動にかかる初期投資を軽減するため「建物賃借料の一部」を最高50万円まで助成します。

制度の概略

	基本助成
対象者	助成対象の要件をすべて満たすこと ① 活動者が認定ストレスケア・トレーナーであること ② 設置の目的がBTUの理念に則り、BTU活動の活性化に資するものであること ③ BTU活動が主たるものであること ④ 施設床面積が30㎡以上あること ⑤ 原則として活動者が3名以上であること ⑥ 設置後における適切な事業計画を有していること ⑦ 代表責任者を置くこと
助成金額	助成金対象経費の30%以内、ただし、助成金総額の50万円を限度として助成します。
助成金対象経費	建物賃貸料 (共益費、敷金、保証金、消費税を除く。千円未満の端数は切り捨てるものとする。)
助成対象期間	① 施設設置時点より6ヶ月以内 ② 設置が月初めでない場合は、設置の翌月より6ヶ月以内

助成金交付手続きの流れ

1 事前協議	交付申請前に活動、設置計画をご相談ください。
2 助成金交付申請	提出書類 ① 認定ストレスケア・トレーナー施設設置助成金申請書 ② 賃貸契約書の写し ③ 活動概要を示す資料
3 審査	申請書類などの審査及び面接、必要に応じて現地調査を行います。



(注)

- 1 助成対象施設が継続できない場合や行動規範に違反した場合、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることがあります。
- 2 助成金を受けた施設に、BTU のマーケティング、広報などに協力していただくことがあります。
- 3 申請内容について、調査・審査のうえ助成金額を決定します。なお、予算の範囲内で減額することがあります。
- 4 申請した施設で BTU の授業を行う場合は、所定の手続き（非常勤講師の委嘱及び授業を実施する施設審査）を行うことが必要です

助成金の窓口（お問い合わせ、事前協議、助成金交付申請等）

BTU 認定ストレスケア・トレーナー施設設置審査委員会

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-5-39 田町イーストウイング 6F

（JR 山手線・田町駅下車（芝浦口）徒歩 1 分

TEL : 03- Fax

E-mail

URL

